

特定非営利活動法人日本知的障がい者サッカー連盟 財産管理規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利法人日本知的障がい者サッカー連盟の定款第37条の規定に基づき、財産管理の方法に関する事項を定めたものであり、この法人の財産管理に関しては、法令及び定款に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 1、この規程は、この法人が保有する資産のうち固定資産（以下「財産」という。）について適用する。
2、前項の財産は、基本財産、特定資産及びその他固定資産に区分する。
3、基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、次に掲げるものをもって構成する。
(1) この法人が特定非営利活動法人への移行の登録をした日の前日の財産目録に基本財産として記載された財産
(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
(3) 理事会において基本財産に繰り入れることを決議した財産

(善管義務)

第3条 理事及び職員は、この法人の財産の管理について善良なる管理者の注意義務を払うとともに、法令及び定款に従い、忠実に職務を執行しなければならない。

(管理責任者)

第4条 1、財産管理責任者は、理事長とする。
2、理事長は、理事および事務局長に財産の管理事務を行わせることができる。

(台帳整理)

第5条 1、財産の管理については、第2条第2項の区分ごとに台帳を備え、その増減を記帳整理しなければならない。
2、財産管理責任者は、財産に移動があった都度又は月末に記帳整理し、常に財産整理の状況を把握しておかなければならない。

(理事会等への報告)

第6条 管理責任者は、財産の管理状況について、年1回以上、理事会に報告しなければな

らない。

(財産の取得価格)

第7条 財産の取得価額は次によるものとする。

- (1) 製作又は建設したものは、直接原価及び付帯経費
- (2) 購入したものは、購入価格及び付帯経費
- (3) 無償で取得したものは、取得時の時価
- (4) 交換によるものは、交換提供物の帳簿価格

(有価証券)

第8条 有価証券は、次のいずれかの方法により、適正に管理するものとする。

- (1) 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券、貸付信託の受益証券、その他確実な有価証券の取得
- (2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託
- (3) 銀行その他確実な金融機関への預貯金

(基本財産の処分等)

第9条 基本財産を処分又は担保に提供する場合には、理事会の決議を経なければならない。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

この規程は、令和3年11月1日から施行する。